

横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、全体会、実務者運営会議及び専門部会によって組織する。

2 協議会は、前条の目的を達成するために、以下の内容について取り組む。

(1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。

(2) 関係機関のネットワーク構築に関すること。

(3) 社会資源の情報収集・提供体制に関すること。

(4) 地域の社会資源の開発・改善に関すること。

(5) よこすか障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）への意見に関すること。

(6) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

(全体会)

第3条 全体会は、委員50人以内をもって組織する。

2 全体会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち市長が指名又は依頼した者をもって組織する。

3 全体会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 全体会に会長を置き、全体会の委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第5条 全体会は、会長が招集する。

2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 全体会は、実務者運営会議及び専門部会において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、第2条第2項の内容について協議する。また、以下の内容についても協議する。

(1) 協議会の年間活動方針に関すること。

(2) 協議会の組織に関すること。

(実務者運営会議)

第7条 実務者運営会議の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち、会長が指名するものをもって組織する。

第8条 実務者運営会議に座長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、座長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。

第9条 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、第2条第2項の内容について協議し、その結果を全体会に報告する。また、以下の内容についても協議する。

(1) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。

(2) 専門部会で協議する課題の設定に関すること。

2 基幹相談支援センターのあり方について検討するため、「基幹相談支援センター意見検討会」を置く。

3 特定の事項について集中的に協議を行うため、必要に応じて、「特別課題部会」を置く。

4 基幹相談支援センター意見検討会及び特別課題部会の協議の結果については、実務者運営会議及び全体会に報告する。

(特別課題部会)

第10条 特別課題部会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち、実務者運営会議の座長が指名するものをもって組織する。

第11条 特別課題部会に部会長を置き、特別課題部会の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、特別課題部会の委員の任期、部会長の職務及び特別課題部会の会議について準用する。

3 特別課題部会は、第2条第2項の内容について協議し、それらの結果を実務者運営会議及び全体会に報告する。

(専門部会)

第12条 専門部会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち、実務者運営会議の座長が指名するものをもって組織する。

第13条 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、専門部会の委員の任期、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

3 専門部会は、第2条第2項の内容について協議し、それらの結果を実務者運営会議及び全体会に報告する。

(秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議（基幹相談支援センター意見検討会及び特別課題部会を含む）及び専門部会の委員並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、民生局福祉こども部地域福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「横須賀市障害とくらしの支援協議会運営ガイドライン」に記載し、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定（第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。）にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。